

（事業の目的）

第1条 株式会社スマイルハウスが開設する訪問介護スマイルハウス名北（以下「事業所」という。）が行う産前・産後ヘルパー派遣相当サービス委託事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は生活支援員研修の修了者（以下「生活支援員等」という。）が、要支援状態、要育児状態にある利用者等に対し、適正な産前・産後ヘルパー派遣相当サービスを提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業の基本方針として、生活支援員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる家事支援及び育児支援を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称：訪問介護スマイルハウス名北
2. 所在地：愛知県北名古屋市熊之庄八幡 133 番地 ラ・ロッシュ 101 号室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者：1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. サービス提供責任者：1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- 1). 利用の申込みに係る調整をすること。
- 2). 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、利用者に関する情報の共有等、保健センター等との連携に関すること。
- 3). 生活支援員に対し、具体的な支援目標及び支援内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- 4). 生活支援員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3. 生活支援員等：2.5以上（常勤換算）

生活支援員等は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
3. 営業日内及び以外であっても、利用者のサービスに関する意向を踏まえ、市区町村長の定めたサービス提供可能日時の範囲でサービスの提供を行うこととする。
4. 緊急時及び営業時間外の対応は、電話転送により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容及び利用料の額は次のとおりとする。

1. 事業の内容は、次のとおりとする。

- 1). 家事支援
- 2). 育児支援

（岩倉市、豊山町、名古屋市のみ）

- 3). 病院付添
- 4). 送迎付添

株式会社スマイルハウス

2. 事業の利用料の額は次のとおりとする。
- 1). 事業を提供した場合の利用料の額は市区町村長より告示された各利用者の負担額とする。
- 2). 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所の実施地域を越える地点から、1キロメートルあたり25円を徴収する。
- 3). 利用者及び家族等よりサービスの利用キャンセルの連絡をいただいた場合、前営業日の17時以降の連絡については1,500円を徴収する。
- 4). 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活支援員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、愛知県北名古屋市、岩倉市、豊山町、清須市、名古屋市西区、名古屋市北区の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、生活支援員等その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、生活支援員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、すべての生活支援員等（登録型の生活支援員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の生活支援員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修：採用後1カ月以内
2. 継続研修：月1回以上
3. 事業所は、条件を満たすすべての生活支援員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
4. 生活支援員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
5. 生活支援員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第11条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社スマイルハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年 7月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。